

# 海 津 市 観 光 協 会 規 約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、海津市観光協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を岐阜県海津市海津町高須563番地1(海津市商工会館内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、海津市における観光事業の健全な発展と振興を図り、時代に即応した観光事業を積極的に推進し、もって地域経済の向上及び発展を促すとともに、地域文化の振興と活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 観光意識の普及向上
- (2) 観光情報の収集提供
- (3) 観光資源の宣伝紹介
- (4) 観光資源の支援育成
- (5) 観光事業の計画及び促進
- (6) 観光事業に関する調査研究
- (7) 観光振興のための事業等の実施や物産の販売及び参加
- (8) 観光客の誘致と接遇の改善
- (9) その他目的達成に必要と認める事項

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同して入会した各種団体、企業及び個人
- (2) 関係官庁及び関係諸団体の職務に従事するもので、会長の推薦により本会の役員になったもの
- (3) 本会の事業をボランティアで賛助するために入会した個人

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、前条第2号の規定による会員は、この限りではない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき
- (2) 会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- |     |                |
|-----|----------------|
| 会 長 | 1名             |
| 副会長 | 2名             |
| 理 事 | 若干名(会長、副会長を含む) |
| 監 事 | 2名             |

(役員を選任)

第10条 理事は、会員から選任し、総会において承認を得る。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から互選し、総会において承認を得る。
- 3 監事は、会長が推薦し、総会において承認を得る。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中で退任した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期満了後であっても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(報酬等)

第13条 役員は、無給とする。ただし、本協会の業務のために要した旅費及びその他の雑費についてはこの限りでない。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、観光事業に関し識見を有する者の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。

- 3 顧問は、本会の事業の遂行上重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会議

(会議)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他重要事項

(会議の定足数)

第18条 総会・理事会はその会員の半数以上の出席者をもって成立する。

ただし、委任状によってあらかじめ意志を表示した者は出席したものとみなす。

(議決)

第19条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会に出席できない会員は、議長に議決権の委任をすることができる。この場合において、委任状によってあらかじめ意志を表示した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 議長は、総会終了後、遅滞なく議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が指名した出席会員2名がこれに署名押印する。

(理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会によって委任された事項

(4) その他理事会の業務執行等に関する事項

## 第5章 会計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第25条 会員は、毎年所定の納期に会費を納付しなければならない。

2 会費は、1口年額5,000円とし、1口以上納付しなければならない。なお、第5条2号及び3号に規定する会員は免除とする。

3 既納の会費は返還しないものとする。

## 第6章 事務局

(事務局)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任命する。

## 第7章 その他

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この規約は、平成20年2月4日から施行する。

附 則 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

(実施の時期)

1. この規約は、協会設立の日（平成20年2月4日）から実施する。

(任期の特例)

1. 設立当時の役員の任期は、第12条(任期)の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

1. 設立当時の事業年度は、第23条(会計年度)の規定にかかわらず、協会設立の日に始まり、平成20年3月31日に終わるものとする。

2. 平成19年度の会費を納入した会員については、第25条(会費)の規程にかかわらず、平成20年度の会費は徴収しない。

附 則 この規約は、平成23年5月20日から施行する。